

## IP-VODサービス「milplus（みるプラス）」加入契約約款

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社(以下「SC」という)は、IP-VODサービス「milplus（みるプラス）」加入契約約款（以下「本約款」という）に基づき、IP-VODサービス「milplus（みるプラス）」（以下「本サービス」という）を提供するものとします。

### 第1条 約款等の適用

本約款は、SCが提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービス利用を希望する利用者（以下「加入者」という）は、本約款を遵守するものとします。

- SCは、本サービスの運營業務の一部を提携事業者及び業務委託先に委託することが出来ます。
- SCは、加入者の承諾なく、本約款を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の約款によるものとします。

### 第2条 サービスの内容

本サービスはSC及び提携事業者のネットワーク網及び設備等を使用してSCが提供する映像その他のコンテンツ(以下「ビデオコンテンツ」という)を視聴することができる映像配信サービス（以下「ビデオサービス」という）です。

- 本サービスの対象地区は日本国内とします。
- 本サービスは地域事情、建物(配線)状況により利用できない場合があります。

### 第3条 サービス利用条件

本サービスの提供は、SCの提供する下表に定めるいずれかのサービス、もしくは株式会社コミュニティネットワークセンターが提供する下表に定めるいずれかのサービスに加入されている方に限られるものとします。

(SCの提供する対象サービス)

テレビサービス	デジタルマックス、デジタル劇スポ、デジタルレギュラー、デジタルライト、デジタルミニ、施設利用サービス（戸建のみ）（※1）
電話サービス	ケーブルプラス電話

(※1) 楽録ブルーレイ（マックス/劇スポ/レギュラー/ライト/ミニ）、楽録DVD（マックス/劇スポ/レギュラー/ライト/ミニ）、楽録（マックス/劇スポ/レギュラー/ライト/ミニ）を含みます。

(株式会社コミュニティネットワークセンターの提供する対象サービス)

インターネットサービス	2Gコース、2G2年約束手コース、1Gコース、1G2年約束手コース、300Mコース、300M2年約束手コース、120Mコース、120M2年約束手コース、100Mコース、30Mコース、10Mコース
-------------	---

- 前項で定めるサービス全ての契約の解除があった場合には、本契約は終了するものとします。なお、

契約終了に伴う条件については、第7条の規定によるものとします。

3. SCは本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準ずる団体への提供は行わないものとします。

4. 本サービスをテレビで利用するためには、HDMI 入力端子のあるテレビが必要となります。

5. 本サービスの対象地区は日本国内とします。

#### 第4条 契約の単位

加入者は、本サービスを利用するにあたり必要となる契約ID（以下「ID」という）を一つ付与するものとします。

2. 本サービス利用のための機器は、1 ID につき最大5台まで登録できるものとします。

3. 本サービスのビデオコンテンツの同時利用は、1 ID につき登録が完了した機器のうち、最大3台までとします。ただし、複数の端末で同時に同一のビデオコンテンツを利用することはできないものとします。

#### 第5条 契約の成立

本契約は加入申込者が、予め本約款を承認しSC所定の加入契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを提出しSCが承諾したときに成立するものとします。

2. SCは加入契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

(1) 加入申込者が、サービスに係わる料金の支払いを怠る恐れがある場合。

(2) その他加入申込者が、本約款に違反する恐れがあると認められる場合。

(3) 加入申込者が未成年であり法定代理人の同意を得ていない場合。

(4) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）に属すると判明した場合。

(5) その他SCの業務の遂行上著しい支障がある場合。

3. 加入申込者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

4. 本条第1項の規定に係わらず、ウェブサイトによる加入契約の申し込みの場合は、加入申込者はSCが別に定める手続きにしたがって加入申込をするものとします。

#### 第6条 加入契約の撤回等

加入申込者は、加入申込み日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該加入契約の解除（以下「加入申込みの撤回等」という）を行うことができるものとします。

2. 前項の規定による加入申込みの撤回等は、同項の書面を発行した時にその効力を生じるものとします。

3. 第1項の規定により加入申込みの撤回等を行った加入者は、本サービスに関する工事等が着工済み、または完了済みの場合には、その工事等に要した全ての費用を負担するものとします。

## 第7条 解約

加入者は、契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに所定の用紙によりSCに届け出るものとします。

2. 加入登録料、工事費等の返戻はいたしません。
3. 加入者は、別に定める料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算は行いません。
4. SCは、解約に伴いIP-STBの設置がある場合、撤去します。IP-STBの撤去に係わる費用は、加入者が負担するものとし、SCが撤去に伴う協力を求めた場合、これに便宜を提供するものとします。
5. 解約における端末の返還については、第17条（端末機などの貸与）に準ずるものとします。
6. SCは、本条第3項から第4項まで全ての手続きの完了をもって解約の成立とします。
7. 「見放題パック プライム」は、サービス開始月の翌月末まで解約することはできないものとします。期間内に解約もしくは、加入契約の解除があった場合には、解約料（1ヶ月利用料金）を支払うものとします。
8. SCは、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、SCの施設の変更を余儀なくされ、かつSCの施設の代替構築が困難な場合、SCは加入者にあらかじめ理由を説明した上で加入契約を解除することができるものとします。
9. 共同住宅居住者、賃貸戸建居住者等で建物所有者とのCATV導入基本契約が解約に至った場合、SCは加入者に理由を説明した上で加入契約を解除することができるものとします。
10. 加入契約を解約及び解除した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた加入者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

## 第8条 義務違反によるサービスの停止又は解除

SCは、別に定める料金が支払期日を経過してもなお支払われない場合、若しくは支払を怠る恐れがある場合、その他本約款に違反したと認められる場合には、加入者に催告無しにサービスの停止をすることができるものとします。また、加入者に催告の上、加入契約を解除することができるものとします。

2. SCは、加入者が反社会的勢力に属すると判明した場合、及び加入者が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を越えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしまたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いてSCの信用を毀損しまたはSCの業務を妨害する行為、その他これらに準じる行為をした場合には、催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
3. 加入者は第1項及び第2項により、契約解除となった場合、SC施設等の撤去に同意するものとし、かつ、SCが撤去のため敷地内へ立ち入ることを承諾するものとします。
4. 加入者は、サービスの停止又は契約解除に必要な費用を負担するものとします。
5. 契約解除となった場合、SCは加入者が被った損害を賠償する責を負わないものとします。
6. 契約解除となった場合、加入契約料、工事費及び手数料等は返戻しません。

## 第9条 サービスの利用一時休止

加入者は、サービスの利用一時休止はできないものとします。

## 第10条 サービスの種類

本サービスには次の各号で定める種類があります。

### (1) 「FOD」

フリー・オン・デマンド (Free On Demand) の略称で、S Cないしは提携事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料でビデオコンテンツを視聴できるサービスをいいます。

### (2) 「見逃し番組」

S Cとチャンネル視聴契約のある利用者に対し、提携事業者である放送事業者及び番組供給事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1ヶ月間を利用単位として利用できるサービスです。

### (3) 「見放題パック プライム」

S Cが提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、スポーツなどのライブ配信も含まれます。

## 第11条 サービスの視聴申し込み

S Cは、加入者に対してIP-STB 及び別表に定める仕様を満たした機器を通じて、第2条に定める「本サービス」を提供します。本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という）は、別途定めるS C指定の申し込み方法やS C及び提携事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、認証ID、パスワード等の認証情報を用いて視聴を申し込むものとします。

2. 「見放題パック プライム」の視聴希望者は、別途定めるS C指定の申し込み方法により利用契約を締結するものとします。なお、契約申込み完了月内の利用料金は発生しませんが契約申込み完了月内の解約はできません。申込みを撤回又は解約する場合は、撤回又は解約を行う月の月額利用料金が発生いたします。

## 第12条 利用料金

加入者は、別表に定める利用料金をS Cに支払うものとします。

### (1) IP-STB設置時の基本利用料金

IP-STB設置時の基本利用料金は、設置当月分は無料とし、翌月分から利用料金を支払うものとします。

### (2) 「見放題パック プライム」利用料金

利用料金は当月利用料を翌月に支払うものとします。

2. S Cは、提携事業者であるアスミック・エース株式会社が提供する「見放題パック ジャナル」及び「TVOD」の債権譲渡を受け、「見放題パック ジャナル」及び「TVOD」の利用債権の回収を行うものとし、加入者は「見放題パック ジャナル」及び「TVOD」の当月利用料をS Cに翌月に支払うものとします。

3. S Cは、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに当該加入者に通知します。

### 第13条 消費税

加入者がSCに対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、SCに対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第14条 料金の計算

各種利用料の計算は1ヶ月単位とします。

2. 料金計算の開始は提供サービスを始めた月とし、終了は契約の解約又は解除の月とします。
3. 加入契約料、工事費及び手数料等の発生があった場合は本条第1項の金額に合算するものとします。
4. SCは、加入者から特に申し出のない限り、請求書及び領収書の発行はしないものとします。

### 第15条 支払い方法

加入者は、第12条、第13条、第14条及び第16条に定める費用を、SCが指定する期日までにSCが指定する方法により支払うものとします。

### 第16条 延滞金

加入者は、料金の支払について指定の支払期日より遅延した場合、支払期日の翌日より支払日まで、遅延損害金の年利14.6%の割合による延滞金をSCに支払うものとします。

### 第17条 端末機などの貸与

SCは、IP-STBの設置を希望する加入者にIP-STB及びリモコンなどの付属品を貸与するものとし、その使用料はIP-STB設置時の基本利用料金に含むものとします。

2. SCはIP-STBに故障が生じた場合、無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとします。また、SCが認める場合を除き、加入者はIP-STBの交換を請求できないものとします。ただし、加入者の故意、過失によるIP-STBの故障、破損、紛失などの場合は、別表に定める料金をSCに支払うものとします。

3. リモコンは、利用開始より1年間をSCの保証期間とします。ただし、加入者の故意、過失による破損や紛失に関しては別表に定める料金をSCに支払うものとします。リモコンの2年目以降の交換に関しては、理由の如何に関わらず別表に定める料金をSCへ支払うものとします。

4. 加入者は、加入契約終了時にはIP-STB及びリモコンなどの付属品をSCへ返還するものとします。

5. 加入者は、SCが必要に応じて行うIP-STBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

### 第18条 サービスの利用の制限

加入者は、SCが事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、SCを通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、加入者の私的使用以外の目的には使用しないものとします。

2. 加入者は、本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為及びそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

#### 第19条 本サービスの中止

加入者は、本サービス提供期間中において本サービスの利用を中止する場合は、S C所定の方法より、S Cに対して申し出を行うものとします。

2. S Cは、加入者が次のいずれかに該当するとS Cが判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対し本サービス提供停止、または本サービスの利用資格の取消しをすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、S Cは一切の責任を負わないものとします。

- (1) S Cへの届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本サービス提供を妨害した場合
- (3) 本規約または提携事業者約款等のいずれかに違反した場合
- (4) 本サービス利用に関連して、S C、他の利用者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合
- (5) その他、S Cが利用者として不適切と判断した場合

#### 第20条 料金の支払い方法

加入者がS Cに支払う費用の支払方法は、口座振替もしくはクレジットカード支払いとし、これ以外の方法により支払う場合は、双方の合意に基づく方法によるものとします。

2. 加入者は、本サービスの工事完了後に第10条の利用料金及び設置工事費をS Cが指定する期日（金融機関が休日の場合には翌営業日）に、前項の支払い方法により支払うものとします。

3. S Cは、加入者がS Cに支払う料金について、原則として請求書及び領収書の発行は行わないものとします。

4. 加入者は、前項の料金をS Cの承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

#### 第21条 料金の返還

S C側の責めに帰すべき事由により「見放題パック プライム」が利用できない状態となった場合、本サービスが全く利用できない状態であることをS Cが認知した時刻から起算して24時間以上連続し、かつ第11条第2項に基づき視聴を申し込まれた有料コンテンツに係る月額プランの期間が満了していないときは、S Cは加入者の申告に基づき、S Cが認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間毎に日数を計算し、その日数に対応する月額プランの料金を非課金又は料金が既に支払われている場合には返還します。

#### 第22条 禁止行為

加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為
- (2) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為

- (3) 不正な手段を用いてS Cが本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (4) 本サービスの提供に支障を来し、またはその恐れがある行為
- (5) 前各号に定めるほか、S Cまたは第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはその恐れがある行為
- (6) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある行為

### 第23条 一時中断

S Cは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします。

- (1) S Cが本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生または保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災およびその他不可効力により本サービスを提供できない場合
- (3) その他、S Cが本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2. S Cは、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、S Cが適当と判断する方法で事前に加入者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

3. S C及び提携事業者は、事前にS C及び提携事業者が適当と認める方法で利用者及び契約者に周知することにより、加入者に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、S C及び提携事業者はその責任を一切負わないものとします。

### 第24条 免責事項

S Cは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することがあります。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合においてもS Cは一切の責任を負わないものとします。

- (1) S Cが本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生または保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2) 天災、事変、非常事態、法令上の制限、停電及びその他不可効力により本サービスを提供できない場合
- (3) その他、S Cが本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2. S Cは、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、S Cが適当と判断する方法で事前に加入者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではないものとします。

3. S C及び提携事業者は、事前にS C及び提携事業者が適当と認める方法で加入者に周知することにより、何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより加入者または第三者に損害が発生した場合であっても、S C及び提携事業者はその責任を一切負わないものとします。

4. S Cは、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、S C及び提携事業者が採用する暗号技術は、S

C及び提携事業者が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。

5. 加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、S Cは、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担において、第三者に生じた損害または損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、S Cに何ら負担が生じることのないようにするものとします。

6. 加入者が本約款に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によってS C及び提携事業者に損害を与えた場合、S C及び提携事業者は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

7. 加入者は、本サービス提供期間中、S Cから貸与された機器を加入者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解または損壊はしないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

## 第25条 認証情報

サービス利用の際に、加入者はS C及び提携事業者が別途定める方法にて認証IDとパスワードを取得・設定するものとします。

2. 加入者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできないものとします。また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。

3. 認証情報を利用して行われた行為は、全て加入者によって行われたものとみなし、加入者は当該行為について責任を負うものとします。

4. 加入者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、S Cへ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。

5. 加入者は、認証情報のうち、自ら設定するパスワードを定期的に変更するものとします。

6. 加入者は、自己の認証ID及びパスワードが使用されたことによりS C、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないものとします。

## 第26条 視聴年齢制限付コンテンツ

本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」という）があります。視聴年齢制限付コンテンツは、視聴可能な年齢に到達している加入者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。

2. 成人向け及び年齢制限のあるコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の利用者からの申請に対して、S Cもしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。

3. 暗証番号はS Cが別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。

4. 加入者は、暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、利用者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。S Cは、最低視聴年齢に満た



ないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しないものとし、また、加入者は、第三者による暗証番号及びパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額をS Cに支払うものとし、

## 第27条 個人情報、通信内容等の利用

加入者は、IP-STB含む端末で本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。その場合、S Cは加入者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任を負わないものとし、

2. 加入者が本サービスを利用する過程において、S Cが知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、S Cが指針第28条に基づいて定めるS Cの個人情報保護方針及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

3. S Cの個人情報保護方針及び個人情報の取扱いに関して、S Cのホームページ（<http://www.starcat.co.jp>）において公表します。

4. 加入者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、S Cが次の目的で収集及び利用することにつき、あらかじめ承諾するものとし、

- (1) 本サービス契約の締結
- (2) 本サービス料金の請求
- (3) 本サービスに関する情報の提供
- (4) 本サービスの向上を目的とした視聴者調査
- (5) IP-STB の設置及びアフターサービス
- (6) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理
- (7) 本サービス及びS Cが提供するその他サービスを行う上でその業務上必要な場合
- (8) 業務の一部をS Cが別途指定する者（提携事業者、金融機関、配送業者、工事業者及び行政機関）に委託する場合

5. S Cは、加入者のアクセス履歴及び利用状況の調査のため、その他加入者に最適のサービスを提供するために、加入者がS Cのサーバーにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、及びクッキー（Cookie）の技術を利用して加入者のアクセス履歴等に関する情報を収集し、収集した利用情報を動向分析に利用するものとし、加入者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。

6. 第3項及び前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があります。なお、利用動向は、第三者へ開示することがあります。ただし、個人を特定できる情報の開示は行わないものとし、

7. S Cは、加入者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営やS Cの権利・財産

の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で加入者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。

8. 個人情報の入力をいただけない場合、本サービスのお申込を受け付ける事ができませんのでご了承ください。

9. お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。

10. SCの個人情報保護管理者及び個人情報に関する連絡先

個人情報の照会・訂正・削除・提供の停止      営業部      TEL 052-231-2310

個人情報の苦情相談窓口      管理部      TEL 052-231-2398

個人情報保護管理者      常務取締役

11. SCは認定個人情報保護団体である財団法人放送セキュリティセンターの対象事業者です。SCの個人情報の取扱いに関する苦情については以下へ解決の申し出をすることもできます。

個人情報保護センター（財団法人放送セキュリティセンター内）      TEL 03-5213-4714

12. SCは、SCが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知し、その事実関係及び再発防止対策につき公表します。ただし指針第29条第4項に該当する場合はこの限りではありません。

## 第28条 知的財産権及び成果物の帰属

本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべてSC及びビデオコンテンツの提供者に帰属します。加入者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用及び第三者への転許諾等一切行うことはできません。

2. 加入者がアンケート等でSCに回答した内容等についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全てSCに帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作人格権を行使しないものとします。

## 第29条 権利義務の譲渡等の禁止

加入者は、本約款に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

## 第30条 設置場所の変更

加入者は、次の場合に限りIP-STBの設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一建物内及び同一敷地内

(2) 変更先がSCの業務区域内かつSCの定める技術基準に適合する場合

2. 設置場所の変更に要するIP-STBの移設工事は、SCまたはSCの指定する業者が行うものとします。

3. 前項の変更に必要な費用はすべて加入者の負担とします。

### 第31条 加入契約申込書記載事項の変更

加入者は、サービス内容の変更を希望する場合、事前にSCにその旨を届出書により申し出るものとし、SCはそれを承諾した場合、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供するものとし、

2. 加入者が前項の規定により変更する場合、SCは第5条（契約の成立）の規定に準じて取扱うものとし、

### 第32条 通信の秘密

SC及び提携事業者は、電気通信事業法及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2. 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとし、

(1) 通信当事者の同意がある場合。

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。

3. 加入者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて加入者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、SC及び提携事業者は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとし、

4. 加入者は、SC及び提携事業者が、本サービスの利用履歴、アクセス履歴等（履歴情報）、その他本サービスに係る通信ログを次の目的で収集・記録・分析し、下記の目的で利用することにつき、あらかじめ承諾するものとし、

(1) 本サービスの提供（本サービスのご利用状況等に応じた、サービスの提供・課金及びおすすめ番組の表示を含む。）

(2) 加入者からの問合せへの対応

(3) 本サービスが取り扱う商品・サービス等の案内、ダイレクトメール等の送付・配信（電子メール・郵便・メール便などによる送付）

(4) SC及び提携事業者は、本条に基づき適切に収集した個人情報をもとに、マーケティング調査・分析データ、本サービスに関する利用や嗜好などの傾向分析データなど、ユーザ個人が特定できない方法、形式に加工したものを作成及び、利用すること

### 第33条 定めなき事項

本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、SC及び加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとし、

### 第34条 国内法への準拠

この約款は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約に関する一切の紛争等については、訴訟額に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

### 第35条 約款の改定

SCは、本約款を改定することがあります。なお、約款が改定されたときは、以後の契約条件は新しい約款によるものとします。

2. SCは特に必要があるときには、この約款に特約を付することができます。

付則（平成28年7月1日）

この約款は、平成28年7月1日より施行します。

別表

1. 初期導入費用と月額利用料金（税抜き）

項目	標準端末登録料	標準取付工事費	標準月額基本利用料金
IP-VOD「milplus」 （IP-STB設置無し）	0円	0円	0円
IP-VOD「milplus」 （IP-STB設置有り）	1,000円	4,000円	200円

2. その他視聴料金（税抜き）

項目	月額利用料金
見放題パック プライム	933円
見逃し番組	無料
FOD	無料

3. IP-STB、付属品料金表（税抜き）

項目	料金
IP-STB	12,000円
リモコン	4,000円
ACアダプタ	4,000円

4. 手続きに関する料金（税抜き）

項目	料金
解約手数料	3,000円
撤去工事費	実費

5. IP-VODサービス「milplus（みるプラス）」利用に関する機器仕様

■ パソコン

対象デバイス	搭載OS	ブラウザ
--------	------	------

PC (32bit)	WindowsVista SP2 Windows7 全般 Windows8 SP1 Windows8.1	Internet Explorer 8 以降 Google Chrome 18 以降 Firefox 11 以降
PC (64bit)	Windows7 SP1 Windows8 SP1 Windows8.1	Internet Explorer 9 以降 Google Chrome 18 以降 Firefox 11 以降
PC (32bit & 64bit)	MacOS 10.5.7～ 10.7.5	Safari 5.1 以降

※2014年4月現在での対応ブラウザ

※Windows RT8 および RT8.1 の OS を搭載する PC はサービスをご利用いただけません。

※Windows8.1 の OS を搭載する PC では Internet Explorer 11 のブラウザでのみサービスをご利用いただけません。

※コンテンツ再生には、Microsoft 社の Silverlight5 が必要です。

#### ■スマートフォン

対象デバイス	搭載 OS	ブラウザ
スマートフォン	Android2.3 以降 及び Android4.0～ 4.4	Google Chrome 18 以降
	iOS 6.0～7.1	Safari 5.1 以降

※2014年4月現在での対応ブラウザ

※ただし、デバイスによっては対象の OS バージョンでも利用できないことがあります。

※コンテンツ再生には専用アプリのインストールが必要です。

※iPhone のアプリでは作品の購入はできません。購入および単品レンタル作品の視聴は、ブラウザをご利用ください。

#### ■タブレット

対象デバイス	搭載 OS	ブラウザ
タブレット	Android3.0 以降 及び Android4.0～ 4.4	Google Chrome 18 以降
	iOS 6.0～7.1	Safari 5.1 以降

※2014年4月現在での対応ブラウザ

※ただし、デバイスによっては対象の OS バージョンでも利用できないことがあります。

※コンテンツ再生には専用アプリのインストールが必要です。

※iPad のアプリでは作品の購入はできません。購入および単品レンタル作品の視聴は、ブラウザをご利用ください。